



受動喫煙防止対策に係る基本的な考え方について 【資料2】



1 受動喫煙の影響等

喫煙は肺がんをはじめとする種々のがんのリスク因子となり、受動喫煙は肺がんや脳血管疾患等に加え、乳幼児の喘息や乳幼児突然死症候群の原因となるなど、**受動喫煙を受けなければ**
***約15,000人が、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。**

肺がん
(1.3倍)

脳卒中
(1.3倍)

虚血性心疾患
(1.2倍)

乳幼児突然死症候群 (SIDS) (4.7倍)

() …受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、
 国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合計	15,030 (人)	

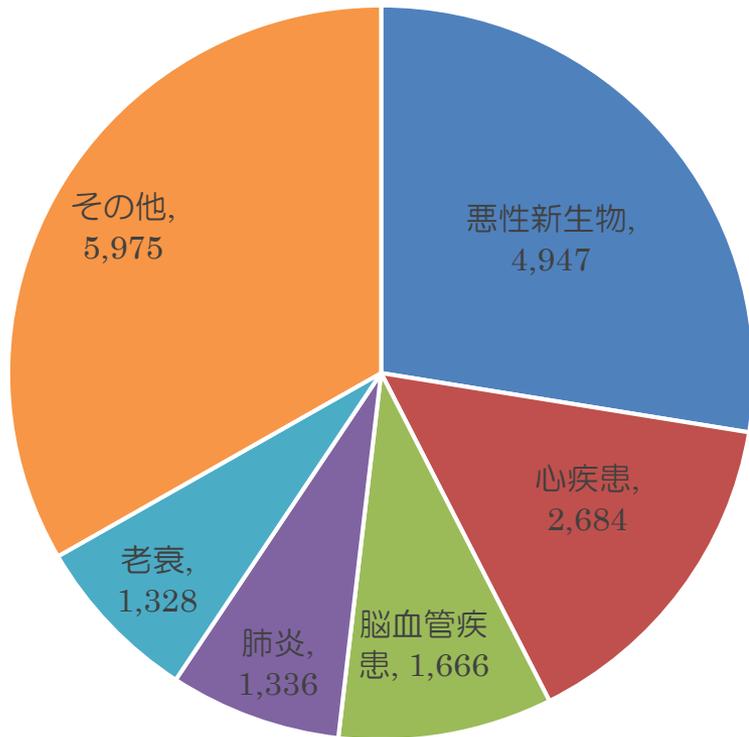
※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」



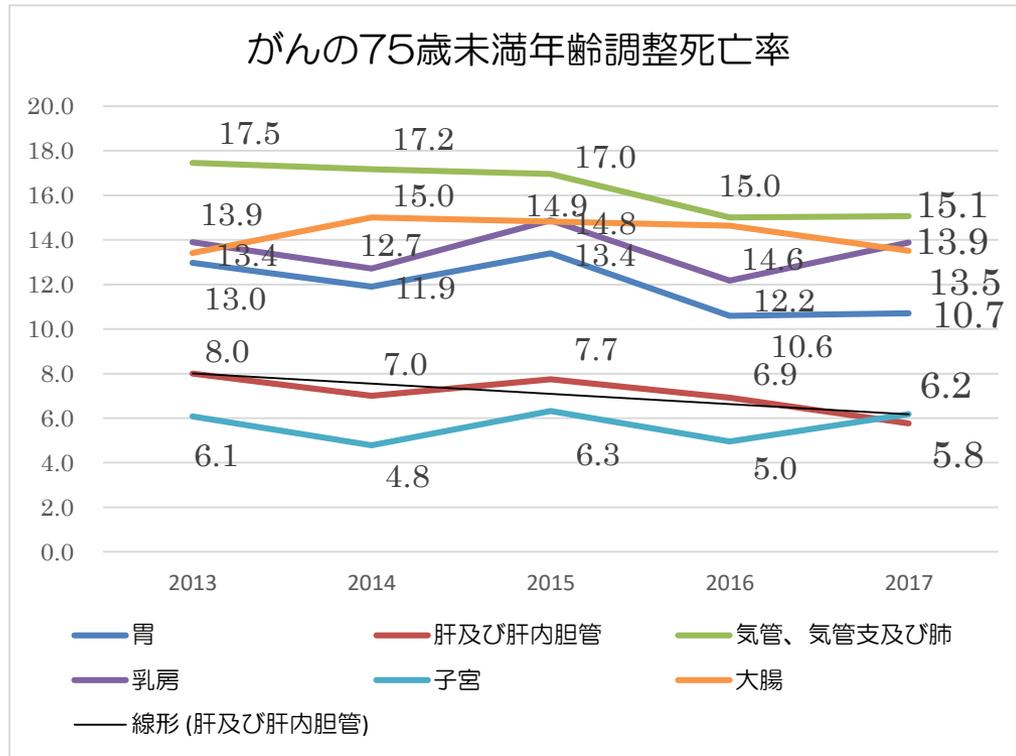
2 本県のがんによる死亡者数・死亡率

青森県の主な死因別死亡数と構成比



出典：平成30年人口動態統計（概数）

- 悪性新生物
- 心疾患
- 脳血管疾患
- 肺炎
- 老衰
- その他



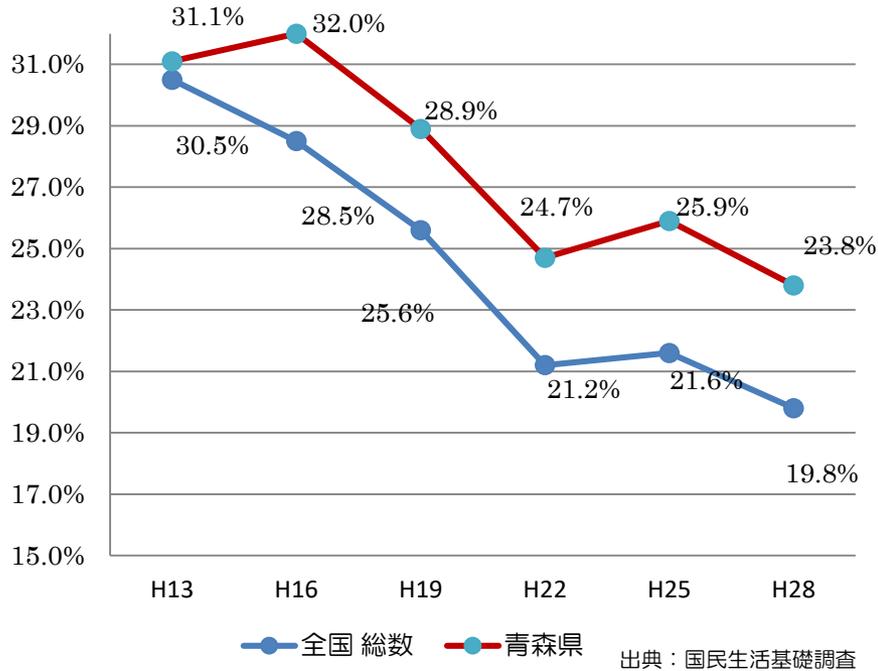
	がん	脳血管疾患	心疾患
男性	126.5 (1位)	52.8 (1位)	76.8 (6位)
女性	71.8 (1位)	28.2 (3位)	36.6 (16位)

出典：平成29年度人口動態統計特殊報告



3 喫煙率・受動喫煙

○喫煙率の推移（全国比較）

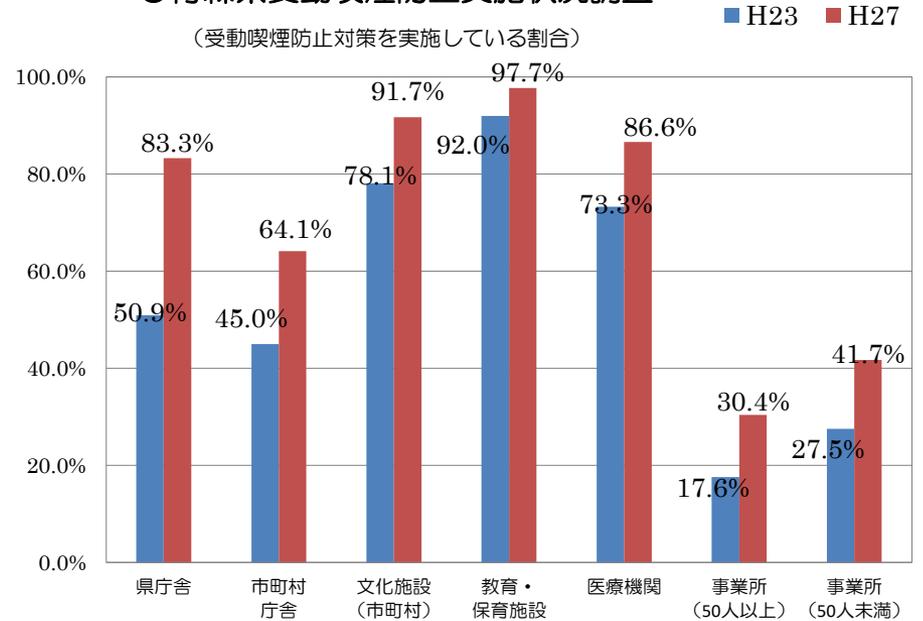


○青森県県民健康・栄養調査

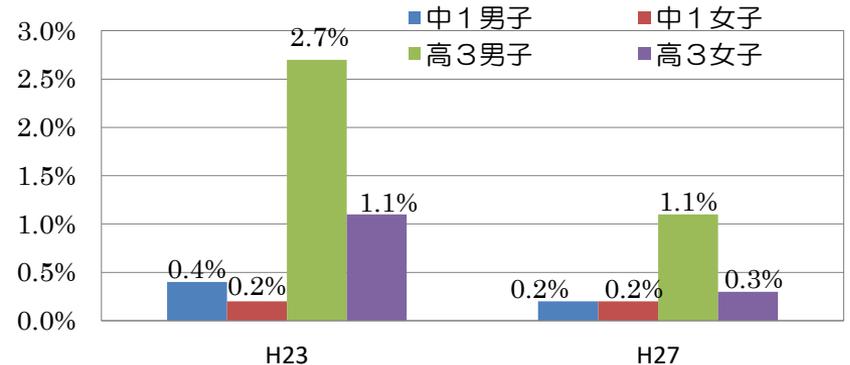
成人喫煙率	H22	H28
男性	36.1%	34.9%
女性	7.9%	11.5%

○青森県受動喫煙防止実施状況調査

（受動喫煙防止対策を実施している割合）



○青森県未成年者喫煙等実態調査





4 基本的な考え方（案）

1 趣旨

本県は昭和57年から、男性のがんによる死亡率が全国最下位（平成16年から男女ともに全国最下位）となっているほか、心疾患及び脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が高い状況となっている。

そして、受動喫煙によってリスクが高まる疾患には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などがあり、本県のがん及び生活習慣病による死亡率を減少させるためには、受動喫煙が健康に及ぼす影響を啓発する取組を行うとともに、受動喫煙防止について積極的に推進していく必要がある。

現在、青森県がん対策推進条例で受動喫煙防止に係る対策を講じているものの、本県のがんによる死亡率の減少、平均寿命の延伸に寄与するため、受動喫煙防止に係る、更なる対策を講じていくことが必要であると思われる。

青森県がん対策推進条例（抄）

（喫煙をする際の配慮等）

第八条 県民は、喫煙（健康増進法第二十五条の四第二号に規定する喫煙をいう。）をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に特に配慮しなければならない。

2 保護者は、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう特に配慮しなければならない。

（多数の者が利用する施設における受動喫煙防止のための配慮）

第九条 健康増進法第二十五条の五に規定する学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）を管理する者（以下「多数の者が利用する施設の管理者」という。）は、当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するため、当該施設の構造、利用者の状況等に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理者は、喫煙所を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置するよう特に配慮しなければならない。



2 対策の方向性

- 1 県、市町村、事業者並びに県民が、受動喫煙が健康に及ぼす影響に関して正しい知識を共有し、相互に連携し受動喫煙防止に係る取組を推進していく。
- 2 受動喫煙による健康影響を受けやすい子どもを受動喫煙にさらさない環境づくりを推進していく。
- 3 受動喫煙をなくし、だれもが快適に過ごせる青森県をめざす。

3 受動喫煙防止のための役割

受動喫煙防止に係る効果的な対策を進めていくためには、県民を含む県全体で取り組む必要があるとともに、各々役割を果たすことが必要と思われる。（健康増進法第26条、27条関連）

区分	責務等
県・市町村	<ul style="list-style-type: none">・受動喫煙の防止に関する施策の総合的・効果的に推進・受動喫煙の防止に関する施策についての関係者との連携
県民	<ul style="list-style-type: none">・受動喫煙の健康に及ぼす影響の正しい理解の習得・喫煙マナーの遵守による受動喫煙の防止
事業者等	<ul style="list-style-type: none">・事業所等における受動喫煙防止に係る環境整備・従業員等への受動喫煙防止に係る周知啓発
子どもの保護者	<ul style="list-style-type: none">・子どもへの受動喫煙の防止及び教育



4 他県の状況

都道府県名	制定・改正状況	条例内容特記	備考
秋田県	制定済（H31年6月）	敷地内禁煙（喫煙場所設置不可）	H27年ガイドライン策定
山形県	制定済（H30年12月）	敷地内禁煙（喫煙場所設置不可：努力義務）	H27年受動喫煙防止宣言
東京都	制定済（H30年7月）	飲食店：従業員を雇用している場合は屋内禁煙	
静岡県	制定済（H30年10月）	敷地内禁煙（喫煙場所設置不可：努力義務）	
大阪府	制定済（H31年3月）	飲食店：従業員を雇用している場合は屋内禁煙（努力義務）	大阪万博まで順次施行
兵庫県	改正済（H31年3月）	敷地内禁煙（喫煙場所設置不可）	
山口県	制定済（H30年10月）	—	議員提案条例

※他県においては、条例は法律より厳しい罰則を課すことはできないものの、努力義務規定等で、独自に喫煙場所設置不可などの対応をしている。